

第76回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月6日（金曜日）
午前10時（午前9時30分開場）

場 所

東京都文京区本駒込六丁目1番9号
キャピタルビル2階 大会議室
（昨年と会場が異なりますので、末尾記載の会場ご案内
図をご参照ください。）

決 定 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

CAPITA

株式会社 CAPITA
証券コード 7462

株 主 各 位

東京都豊島区巣鴨1丁目11番1号

株式会社CAPITA

代表取締役社長 菊 池 正 俊

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第76回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.capita-inc.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所のウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに記載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月5日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月6日（金曜日）午前10時（午前9時30分開場）
2. 場 所 東京都文京区本駒込六丁目1番9号
キャピタルビル2階 大会議室
(昨年と会場が異なりますので、末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第76期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第76期末配当につきましては、安定した配当を維持する当社の方針や財務体力、株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があることを総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき6円 配当総額21,623,400円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月9日

第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件

監査等委員でない取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席回数
1	きくち まさとし 菊池 正俊	代表取締役 社長	14回／15回 (93%)
2	にい じま ゆういち 新島 裕一	取締役 管理部部長	15回／15回 (100%)
3	し ば たく治 司 馬 澤 治	—	—

候補者番号 1 菊池 正俊 （きくち まさとし ）

再任

生年月日 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年5月27日生

所有する当社の株式数
689株

2000年 4 月 当社 入社
2007年 4 月 当社 佃大橋 S S 所長
2014年 4 月 当社 S S 事業部課長代理
2016年 4 月 当社 S S 事業部課長
2017年 4 月 当社 S S 事業部次長
2019年 4 月 当社 S S 事業部部長
2020年 4 月 当社 営業部部長
2023年 6 月 当社 取締役営業部部長
2024年11月 当社 代表取締役社長（現任）

取締役の候補者とした理由

菊池正俊氏は、営業部門における豊富な経験と幅広い知識を有しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号 2

新島 裕一（にいじま ゆういち）

再任

生年月日

1968年8月13日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 9 月 個人税理士事務所入所

2008年12月 当社 入社

2015年 4 月 当社 特命事項担当課長

2020年 4 月 当社 石油商事事業部課長

2020年 9 月 当社 管理部マネージャー

2023年 4 月 当社 管理部部長

2023年 6 月 当社 取締役管理部部長（現任）

所有する当社の株式数

1,200株

取締役の候補者とした理由

新島裕一氏は、管理部部長として、当社の管理部を担っており、管理部門における豊富な経験と幅広い知識を有しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適切な人材として取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号 3

司馬 澤治（しば たくじ）

新任

社外

生年月日

1997年3月12日生

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2021年 5 月 スクエアマネジメント株式会社 入社

2023年 8 月 有限会社みなづき商事 入社（現任）

所有する当社の株式数

0株

社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割

司馬澤治氏は、国際的な背景とともにさまざまな企業、新規事業の創設及び推進の経験と知識を有しており、多角的視点で事業分析と事業推進を行えるものと判断し、取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
- 2.司馬澤治氏は会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1号に規定する最低責任限度額を予定しております。
- 3.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は全額を当社が負担しております。各候補者が監査等委員でない取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の山田俊徳氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、補欠として新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者	氏名	現在の当社における 地位および担当	取締役会 出席回数
	竹 下 国 臣	新任	社外

竹下 国臣 （ たけした くにおみ ） 新任 社外

生年月日 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年1月26日生

所有する当社の株式数 2000年 5 月 ヒーローメーカー有限会社 取締役
0株 2020年 1 月 MBKトレーディング同社 代表取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

竹下国臣氏は、さまざまな企業、事業を経て新規事業の経験と知識を有しており、客観的な立場からその知見を当社の監査体制の強化に活かしていかしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役での選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 竹下国臣氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2. 竹下国臣氏は会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
3. 竹下国臣氏が原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所が規程する独立役員となる予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

5. 候補者の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1号に規定する最低責任限度額を予定しております。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）におけるわが国経済は、一時停滞感を強めたものの回復基調を維持し、3月にマイナス金利を終了、日経平均株価は史上最高値を更新し、公示地価上昇や賃上げなど幅広い分野でインフレ経済への回帰がみられ、個人消費の復調や好調なインバウンド需要により回復したものの、2024年通年の成長率はマイナスになり、円安や人手不足、海外景気の減速停滞が逆風となりデフレの状況を残し混沌となりました。

石油事業におきましては、世界的な経済不安定な状況が続いており、原油価格高騰も大きく影響を受けました。

このような状況の下、当社におきましては地域の皆様を中心としたライフラインの機能性が高い事業を営む企業として、引き続き「安全・安心」と「安定供給」を最優先し、経営資源の有効活用をテーマに環境に応じた運営方針により、業績の回復に努めてまいりました。

当事業年度の売上高は33億69百万円（前年同期比10.7%増）、営業利益は79百万円（前年同期比51.3%増）、経常利益は69百万円（前年同期比72.8%増）、当期純利益30百万円（前年同期比32.7%増）となりました。

セグメント別の業績につきましては、各事業のページのとおりであります。

売上高
33億6949万円
前年比 110.7%

営業利益
7944万円
前年比 151.3%

経常利益
6970万円
前年比 172.8%

当期純利益
3011万円
前年比 132.7%

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

石油事業

主要な事業内容

サービスステーション等、石油製品の卸・直販の経営・中古車販売および鋁金事業の経営

石油事業におきましては、原油価格は徐々に落ち着きを取り戻していく中、円安傾向の横ばい変わらず続いており、補助金の段階的縮小も重なり燃料油価格は高水準の状況が続きました。

当社SS事業部に関しましては、環境が厳しく変わる中、引き続き販売数量と適正な口銭（マージン）確保を根幹に店舗運営時間及び運営形態の見直し、油外製品での利益拡大に努めております。

燃料油販売面では仕入れ価格の高水準が続く中、適正な収益確保に努めましたが、前年に比べ原油価格上昇また、12月にはガソリン補助金の段階的縮小もあり大幅な価格の値上げによる需要の停滞、燃料油のさらなる節約志向の上昇により、需要の改善を図ることができず販売数量が伸び悩む要因となりました。

しかし、油外販売面では集客施策の見直しによりコーティングや作業収益の改善を図っております。

かねてより取り組んでいるウェブ集客に関しましては継続して行っております。

2024年10月には当社直営の佃大橋SSの閉店を行い、積極的にリソースの集中化を図り油外販売面の活性化を図りました。

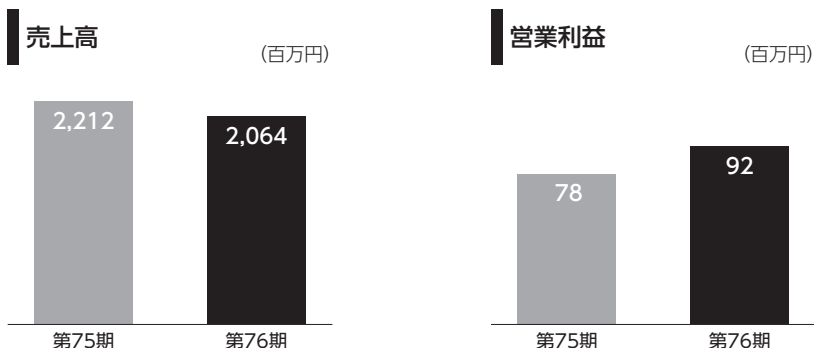
その結果2025年3月期のSS事業部に関しましては前年同期と比べ、減収増益となりました。

石油商事事業部は、石油卸部門では引き続き新規顧客開拓を継続する為、メンバーの再編を行い、併せて仕入れ先の見直しや営業コストの見直しは継続的行っております。また、原油価格の高騰による業績への影響を最小限に抑える為、小口配送やその他出荷形態などで、お客様の細かな要望に応える事に努め、引き続き収益基盤の確立を行っております。

販売数量に関しましては、売掛金リスクの回避と顧客ごとの利益性を見直しから、前年マイナスとなりました。口銭（マージン）に関しましては原油価格高騰による口銭の圧縮の影響はございましたが、仕入れ先の調整等の効果もあり堅調を維持しました。また物販事業においては国内のインパウンドの影響もあり、メインであるゴムネットの需要増加により好調な推移となっております。

これらの結果、石油商事事業部は販売管理費の見直しも行き、減収増益となりました。

石油事業全般におきましては、売上高20億64百万円（前年同期比6.7%減）、営業利益92百万円（前年同期比18.5%増）となりました。



専門店事業

主要な事業内容

サイクルショップ「コギー」の経営

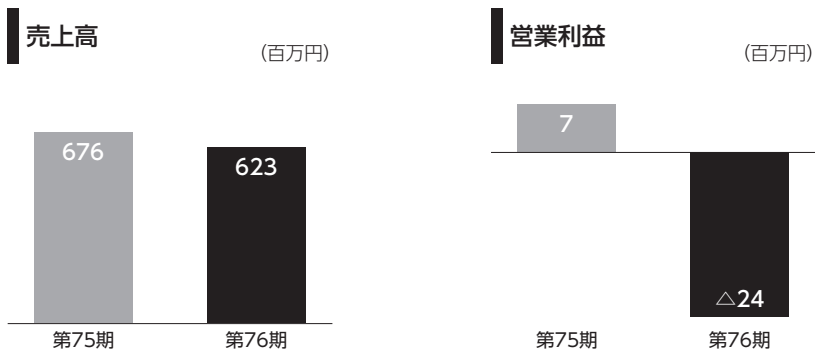
自転車業界におきましても、昨今の物価高、円安の影響もあり自転車本体の価格高騰が続く影響で依然として新車の買い替え需要が減少しており、一台の自転車を長く利用する傾向が顕著に現れるようになり修理需要が増加いたしました。2024年度の専門店事業部の営業活動としては、SNSやホームページのブログ、外部媒体を活用した情報発信を基軸に集客販促活動に努めると同時に、オンライン販売による販売経路の拡大、作業効率改善も含めスタッフの技術力、販売力向上に取り組み、店舗利用価値の向上に努めました。

アプリ廃止に伴い開始したLINEでは、友達機能を生かしユーザーの獲得を増加させ、さらなる情報の発信と来店ポイント機能によりリピーターとなる顧客獲得を狙い進めてまいりました。2023年12月の運用開始より3000人以上の方に友達追加を行っていただきました。また、自転車業界においても物価上昇に伴うリユース需要の高まりを見せ、中古車体の販売にも着手し好調です。

2025年度は、昨年度より増強している、高単価であり社会的需要の高まっている電動自転車を主軸に、在庫の削減を行いより利益の追求できる商材へのシフトを行って参ります。

今後、旗艦店である、ららぽーと豊洲店及びさいたま新都心店へさらなるリソースの集約を行い40年継続した信頼と実績をお客様へ還元していく組織へと成長させていきます。

これらの結果、専門店事業部におきましては、売上高6億23百万円（前年同期比7.9%減）、営業損失24百万円（前年営業利益7百万円）となりました。



不動産事業

主要な事業内容

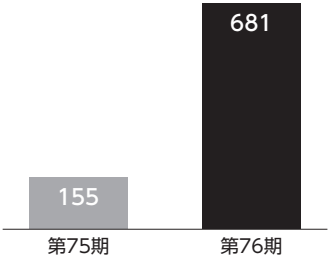
賃貸用オフィスビル店舗ビルの経営および販売用不動産の販売

不動産事業部におきましては、当社の巣鴨ダイヤビル、川口ダイヤピアは共に満室状況であり、計画的な修繕を継続しつつ、ビルの資産価値の維持と入居者様への安全・安心の提供に努めております。仙台のセルフ岩切についても引き続き安定した賃料収入を維持しており、トランクルームの運営につきましても安定した状況が続いております。また、販売用不動産事業では、1件の物件の販売が発生しました。

これらの結果、不動産事業部におきましては、売上高6億81百万円（前年同期比339.8%増）、営業利益1億36百万円（前年同期比31.2%増）となりました。

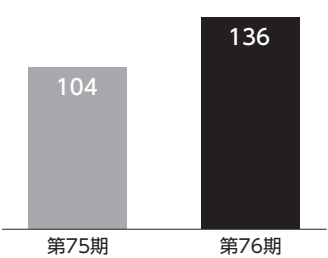
売上高

(百万円)



営業利益

(百万円)



(各事業ごとの売上高)

事業	売上高	前期比	構成比
	百万円	%	%
石油事業	2,064	93.3	61.3
専門店事業	623	92.1	18.5
不動産事業	681	439.8	20.2
合計	3,369	110.7	100.0

2. 設備投資等および資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は、12百万円であります。その主なものは、SSの自動釣銭機、看板設置、巣鴨ダイヤビルの消火設備改修工事、レンタカーの取得等によるものです。これらの所要資金は、自己資金でまかないました。

3. 対処すべき課題

原油価格の動向や消費税率引き上げによる国内景気の動向等、引続き不透明な状況が続くものと予想されるなか、当社においては、下記の基本方針を遵守し、以下のとおり営業利益の必達に全力を傾注してまいります。

<石油事業 サービスステーション事業部>

- ①引き続き油外粗利の最大化を目指し、状況に応じた施策立案と行動計画を実施する。
- ②CSを通し、安心してご利用いただけるサービスの提供を実現する。
- ③人材育成計画を実行し、スタッフスキルの向上を図る。

<石油事業 石油商事事業部>

- ①直需部門の新規顧客獲得を行い販売数量の確保に努める。
- ②適正口銭の確保および配送の効率化を図り、さらなる収益改善を実現する。
- ③物販部門の新規商材導入の検討を進める。

<専門店事業>

- ①収益基盤を見直し、個店の収益性の見直しを積極的に行う。
- ②「各コギー店舗またはその地域」のニーズに合わせた柔軟性のある店舗づくりを行う。
- ③引き続き教育・研修を図り、安心安全の「人づくり」を行う。

<不動産事業>

- ①入居テナント様のニーズに応じたビル管理を実施する。
- ②計画的な修繕を実施し、ビルの資産価値の維持と入居者様への安全・安心の提供に努める。
- ③不動産販売事業を拡充する。

<管理部門>

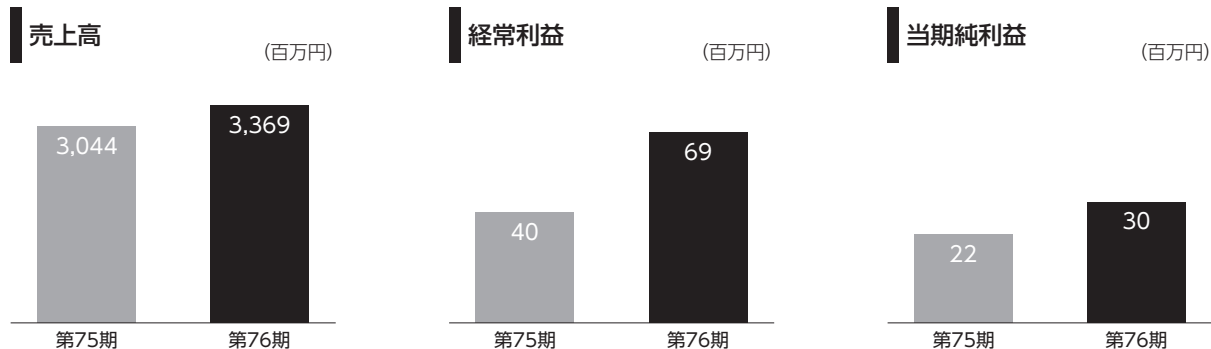
- ①営業部との連携を強化し、予算の必達と安定した財務内容の改善を実現する。
- ②社内システムの運用精度を高め、経理事務・店舗事務の効率化を図る。
- ③コンプライアンスを遵守し、法令改正に的確に対応する。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 73 期 2022年 3 月期	第 74 期 2023年 3 月期	第 75 期 2024年 3 月期	第76期(当期) 2025年 3 月期
売 上 高 (百万円)	3,344	3,344	3,044	3,369
経 常 利 益 (百万円)	82	80	40	69
当 期 純 利 益 (百万円)	56	55	22	30
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	15.67	15.49	6.30	8.35
総 資 産 (百万円)	2,400	2,569	3,004	2,888
純 資 産 (百万円)	1,441	1,490	1,506	1,524

- (注) 1. 第73期は、石油事業は世界的にカーボンニュートラルを目指す動きや自動車のEV化が加速していく傾向の中、各需要家の化石燃料からの燃料転換の影響や加速していく原油価格の上昇により、石油製品は構造的な需要減少傾向の状況が続いたものの、不動産事業の活性化により、売上高、利益共に前年を上回る結果となりました。
2. 第74期は、石油事業では、販売数量に関しましては、原油価格の大幅な高騰により回復傾向にあった数量も前年マイナスとなりました。口銭（マージン）に関しましては原油価格高騰による口銭の圧縮の影響はございましたが仕入れ先の調整等の効果もあり回復傾向になりました。また物販事業においては積極的な新商品の取り扱いを継続し売上の向上も図り、全体でほぼ前期並みの売上高、当期純利益となりました。
3. 第75期は、石油事業におきましては、ロシア・ウクライナ問題における世界的な原油価格の不安定な状況は変わらず続いており、石油価格は安定しない状況が続きました。
- 当社SS事業部に関しましては、引き続き販売数量と適正な口銭（マージン）確保を根幹に店舗運営時間および運営形態の見直し、油外製品での利益拡大に努めました。販売用不動産では物件の売却が発生しなかった為、全社で売上、利益共に下回る結果となりました。
4. 第76期（当期）の状況につきましては、前記「1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
5. 2021年5月24日開催の取締役会において、株式分割を決議し2021年6月25日付で普通株式を1株につき5株の割合をもって分割しております。第73期の期首に当該株式の分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。



5. 主要な事業所および店舗（2025年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都 豊島区
サービスステーション	東京都豊島区など 6か所
サイクルショップ	東京都江東区など 4か所
不動産賃貸ビル等	東京都豊島区など 3か所

6. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減 (△)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
	名	名	歳	年
男 性	37	△8	43.4	12.1
女 性	5	0	35.6	3.4
合計または平均	42	△8	42.5	11.1

- (注) 1. 従業員数には、嘱託社員（2名）および準社員（パートタイマー）などの臨時従業員は含めておりません。
2. 準社員（パートタイマー）などの臨時従業員の期末人数は32名（1日8時間換算）であります。

7. 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額（千円）
株式会社みずほ銀行	200,000
クラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社	400,000
株式会社東日本銀行	45,833
あすか信用組合	230,000

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 10,000,000株
2. 発行済株式の総数 3,603,900株（自己株式 507,100株を除く）
3. 株主数 1,042名（前期末比 430名増）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
HER投資事業有限責任組合	920	25.5
KMOキャピタル有限責任事業組合	832	23.1
森 猛	317	8.8
岡田 満知	161	4.5
神谷 浩和	115	3.2
巣鴨信用金庫	80	2.2
株式会社ワンフラット	56	1.5
小杉 洋介	55	1.5
ヨシダ トモヒロ	47	1.3
森 重明	44	1.2

（注）持株比率は、自己株式507,100株を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等(2025年3月31日現在)

会社における地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	菊池正俊	株式会社flaro代表取締役
取締役（管理部部長）	新島裕一	
取締役	小野田隼人	
取締役（監査等委員）	安部修平	
取締役（監査等委員）	山田俊徳	
取締役（監査等委員）	北戸草太	

- (注) 1. 取締役のうち、安部修平、山田俊徳および北戸草太の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるため、日常的な情報収集や会計監査人、内部監査部門と連携を図ることを役割とした特定監査等委員を選定しております。
3. 当社は社外取締役である山田俊徳氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 監査等委員である取締役である半田邦彦、浦勝則、三瀧芳幸の各氏は2024年6月27日開催の株主総会終結の時をもって辞任しております。
5. 監査等委員が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選任しておりません。
6. 2024年11月12日開催の臨時取締役会の決議によって代表取締役社長が小野田隼人氏から菊池正俊氏に交代しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき社外取締役及び監査等委員全員と会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の業務として行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の損害賠償金および訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。但し、故意による任務懈怠ある場合、違法に利益若しくは便宜の供与を得た場合又は犯罪行為等に起因する場合は、補填の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。当該保険の保険料は当社が全額負担しております。

4. 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役（監査等委員を除く）	5 名	9,676千円
（うち社外取締役）	（1名）	（600千円）
取 締 役（監査等委員）	6 名	7,950千円
（うち社外取締役）	（5名）	（6,600千円）
合 計	11名	17,626千円
（うち社外役員）	（6名）	（7,200千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬限度額は2021年6月25日開催の第72回定時株主総会において、監査等委員でない取締役（3名）が月額15,000千円以内、監査等委員である取締役（3名）が月額4,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の対象取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）です。

取締役の個人別の報酬の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されており、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

取締役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会の協議により決定しており、監査等委員の報酬等は株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員の協議により決定しております。

当事業年度は2024年6月27日開催の取締役会で、取締役報酬金額の決定については議長（代表取締役社長 小野田隼人）に一任する旨、議案に諮り承認可決されております。

取締役会が代表取締役へ個別の報酬額を一任した理由は当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当業務について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであり、取締役会は、代表取締役社長が個別の報酬額の決定において考慮した事項が決定方針に沿うものであると事後的に協議する等の措置を講じていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

3. 当事業年度末現在の取締役は6名、うち監査等委員でない取締役は3名、うち監査等委員である取締役が3名（社外取締役3名）であります。上記の支給人員と相違しておりますのは、上記報酬等の額には2024年6月27日開催の株主総会終結の時をもって退任した取締役5名の報酬等も含んでいるためであります。

5. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

- ・取締役（監査等委員）安部修平氏

社外取締役就任後に開催された12回の実務取締役会のうち12回に出席し、10回の監査等委員会のうち10回に出席いたしました。豊富な経理及び監査業務の経験と専門的な知識に基づき、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。

・取締役（監査等委員）山田俊徳氏

社外取締役就任後に開催された12回の取締役会のうち12回に出席し、10回の監査等委員会のうち10回に出席いたしました。他企業における豊富な経験を活かし、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。

・取締役（監査等委員）北戸草太氏

社外取締役就任後に開催された12回の取締役会のうち12回に出席し、10回の監査等委員会のうち10回に出席いたしました。他企業における豊富な経験を活かし、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人薄衣佐吉事務所

2. 会計監査人の報酬の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 15,000千円

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 15,000千円

(注1) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条の責任限定契約を締結しておりません。

V. 会社の体制および方針

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス全体を統轄する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、取締役および使用人が、企業理念および社内規程に則り、法令・定款および社会規範等を遵守することを周知・徹底する。
- (2) またコンプライアンスの推進については、管理部が中心となり取締役および使用人に対して、階層別に必要な教育・研修等を定期的に行う。
- (3) さらに業務執行部門から独立した内部監査室が、当社におけるコンプライアンスの状況を定期的に監査する。また内部監査室内に、法令等に定める義務違反等の情報について、使用人が直接情報提供できるように、内部通報制度の窓口を設置する。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、不当な要求に対しては会社を挙げて組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 法令上保存を義務付けられている文書および重要な会議の議事録、稟議書、契約書ならびにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書または電磁的媒体に記録し適切に保管・管理を行う。
- (2) 取締役および監査等委員は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全体を統轄する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、社長を本部長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置する。
- (2) リスク管理活動については管理部が統括し、社内規程の整備と見直しを図るとともに、各部門においてその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には企業集団が存在しないので該当事項はありません。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査等委員の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて当該使用人を置くものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員を補助すべき使用人は、監査等委員会および監査等委員の指揮命令下でその業務を遂行し、またその人事に係る事項の決定は、監査等委員会の同意を必要とする。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 監査等委員は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、必要に応じて意見を述べることができる。

(2) 監査等委員は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることができる。

(3) 取締役および使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告しなければならない。

(4) 内部監査室は、内部監査の実施状況およびその結果、内部通報制度の状況とその内容を随時監査等委員会に報告するものとする。

9. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員は、代表取締役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとする。

(2) 監査等委員は、必要に応じて弁護士、会計監査人その他の専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。

会社体制の運用状況概要

当社は、上記「内部統制システムに関する基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針ととらえ、適宜、内容の見直し検討を行っております。また、取締役会、経営会議を毎月開催し、問題事案の検討および改善策、再発防止策の協議を行っております。また、情報セキュリティ強化のための対策を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,107,608	流 動 負 債	797,058
現 金 及 び 預 金	605,381	買 掛 金	41,475
受 取 手 形	14,752	短 期 借 入 金	600,000
売 掛 金	199,744	一年以内返済予定長期借入金	16,668
商 前 渡 品	238,578	未 払 金	56,664
前 払 費 用	34,319	未 払 法 人 税 等	7,889
そ の 他	10,631	未 払 消 費 税 等	19,403
	4,201	前 受 金	43,230
		預 り 金	3,397
		店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	8,330
固 定 資 産	1,781,253	固 定 負 債	567,589
有 形 固 定 資 産	1,567,869	長 期 借 入 金	259,165
建 築 物	113,920	長 期 未 払 金	23,081
構 築 装 置	9	再評価に係る繰延税金負債	200,126
機 械 運 搬 具	2,698	長 期 預 り 保 証 金	83,891
車 両	1,675	そ の 他	1,325
工 具 器 具 備 品	8,518	負 債 合 計	1,364,647
土 地	1,441,047	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,150	株 主 資 本	1,159,490
ソ フ ト ウ ェ ア	145	資 本 金	90,000
電 話 加 入 権	479	資 本 剰 余 金	276,439
そ の 他	525	資 本 準 備 金	24,790
投 資 其 他 の 資 産	212,233	そ の 他 資 本 剰 余 金	251,649
投 資 有 価 証 券	3,545	利 益 剰 余 金	881,868
出 資	2,177	そ の 他 利 益 剰 余 金	881,868
破 産 更 生 債 権	27,860		
長 期 前 払 費 用	267	繰 越 利 益 剰 余 金	881,868
前 払 年 金 費 用	30,945	自 己 株 式	△88,816
差 入 保 証 金	149,315	評 価 ・ 換 算 差 額 等	364,723
繰 延 税 金 資 産	20,982	土 地 再 評 価 差 額 金	364,723
そ の 他	5,000	純 資 産 合 計	1,524,214
貸 倒 引 当 金	△27,860	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,888,862
資 産 合 計	2,888,862		

損益計算書

(2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,369,499
売上原価		2,460,051
売上総利益		909,448
販売費及び一般管理費		829,999
営業利益		79,449
営業外収益		
受取利息及び配当金	707	
その他	4,951	5,659
営業外費用		
支払利息	14,572	
その他	826	15,398
経常利益		69,709
特別損失		
固定資産除却損	15,344	
店舗閉鎖損失	22,231	
減損損失	14,536	52,113
税引前当期純利益		17,596
法人税、住民税及び事業税	8,017	
法人税等調整額	△20,531	△12,513
当期純利益		30,110

株主資本等変動計算書

(2024 年 4 月 1 日から
2025 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金
					繰越利益 剰 余 金
2024年4月1日残高	90,000	24,790	251,649	276,439	858,965
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△7,207
当 期 純 利 益					30,110
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	22,902
2025年3月31日残高	90,000	24,790	251,649	276,439	881,868

	株 主 資 本		評価・換算 差額等	純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	土地再評価 差 額 金	
2024年4月1日残高	△88,798	1,136,606	369,401	1,506,008
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△7,207		△7,207
当 期 純 利 益		30,110		30,110
自己株式の取得	△18	△18		△18
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△4,677	△4,677
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△18	22,883	△4,677	18,206
2025年3月31日残高	△88,816	1,159,490	364,723	1,524,214

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

石油事業……総平均法。但し、油外商品については、最終仕入原価法

専門店事業

サイクルショップ……移動平均法による原価法

不動産事業……個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定率法によっております。

(リース資産を除く) ただし、建物及び2016年4月以降取得した建物附属設備、構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物 5～50年

機械装置および車両運搬具 2～15年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年度から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用期間)

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過した場合には、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

店舗閉鎖損失引当金 店舗閉鎖損失に伴い発生する損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、石油事業、専門店事業において、商品の販売に係る収益を計上しており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

また、不動産事業においては、顧客との不動産売買契約に基づき商品を引き渡す履行義務と、顧客との不動産賃貸借契約に基づく不動産の賃貸に係る履行義務を負っております。不動産売買契約に基づく収益は商品を引き渡す一時点において、不動産賃貸借契約に基づく収益は契約で定められた一定の期間にわたり、顧客が当該商品又はサービスに対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

繰延税金資産	
繰延税金資産	31,689千円
繰延税金負債	10,707千円
差引：繰延税金資産	20,982千円

当社は、当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、会計上の見積りを行っております。この会計上の見積りは、主として、翌期の課税所得見込み(翌期の事業計画)に基づいて行われます。

ロシアとウクライナ、イスラエルとガザなどの世界の不安定な情勢、各国の金融政策等の影響については、世界的なエネルギーの供給不足や原油価格、原材料価格の高騰等の影響もありますが、新規顧客開拓や業務の効率化、また、既存事業を強化することで、概ねプラスの影響に寄与すると判断しております。しかし、不安定な世界情勢が当社の将来収益に与える影響やその他将来の不確実な経済条件の変動による影響を客観的に予測することが困難であることから、過去の予算達成率を加味して算定した翌期の課税所得見込みに基づいて、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

なお、不安定な世界情勢、各国の金融政策等の影響が翌期の業績に大きく影響を与える場合など、実際に発生した課税所得が見積りと異なった場合、上記の予算達成率などが主要な仮定に影響を与えることから、翌事業年度の計算書類の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建	物	1,967千円
土	地	659,899千円
合	計	661,866千円

担保に係る債務

短	期	借	入	金	400,000千円
長	期	借	入	金	230,000千円
合			計		630,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

738,638千円

3. 土地の再評価

当社は、「土地再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号) および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号) に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の事業年度末における時価が再評価後の帳簿価額より上回っている為、事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額の記載を行っておりません。

(損益計算書に関する注記)

減損損失

当社は、原則として事業用資産については、店舗別にグルーピングしております。また、遊休資産等については個々の物件ごとにグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである石油事業の資産グループ4店舗及び専門店事業の資産グループ2店舗について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額14,536千円を減損損失に計上しております。

その種類ごとの主な内訳は以下のとおりであります。

建物	721千円
機械装置	7,668千円
車両運搬具	2,859千円
工具器具備品	1,243千円
長期前払費用	2,042千円

なお、回収可能額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、帳簿価額の備忘価額を除いた全額を減損損失としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	4,111,000	—	—	4,111,000
合計 (株)	4,111,000	—	—	4,111,000
自己株式				
普通株式 (株)	507,050	50	—	507,100
合計 (株)	507,050	50	—	507,100

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 6月27日 定時株主総会	普通株式	7,207	利益剰余金	2.00	2024年 3月31日	2024年 6月28日

(2) 当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年 6月6日 定時株主総会	普通株式	21,623	利益剰余金	6.00	2025年 3月31日	2025年 6月 9日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生は、税金上の繰越欠損金、繰越損失の否認額、貸倒引当金の否認額であり、繰延税金負債の発生は前払年金費用否認額であります。

なお、繰延税金資産から評価性引当額を控除しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て非上場株式であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額5,722千円）は下表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、短期借入金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 差入保証金	149,315	119,906	△29,408
(2) 長期借入金(※1)	275,833	263,447	△12,385
(3) 長期未払金	27,220	25,812	△1,408
(4) 長期預り保証金	83,891	74,447	△9,444

※1. 一年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 差入保証金

差入保証金については、合理的に見積もった償還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いて算出する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 長期未払金

長期未払金の時価については当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期預り保証金

長期預り保証金については、合理的に見積もった償還予定時期に基づき、信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。なお、賃貸用のオフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	724,459	675,207
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	662,376	1,263,722

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産調整報告書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項は有りません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	石油事業	専門店事業	不動産事業	
一時点で移転される財又はサービス	2,064,512	623,257	517,336	3,205,106
一定の期間に移転される財またはサービス	—	—	164,393	164,393
顧客との契約から生じる収益	2,064,512	623,257	681,729	3,369,499
外部顧客への売上	2,064,512	623,257	681,729	3,369,499

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は前受金として表示しており、期首現在の契約負債残高は、57,425千円であり、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた金額は、57,425千円であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	422円93銭
2. 1株当たり当期純利益	8円35銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株 式 会 社 C A P I T A
取 締 役 会 御 中

監 査 法 人 薄 衣 佐 吉 事 務 所
東 京 都 文 京 区
指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 谷 一 史
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 澤 暁
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CAPITAの2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な重要会議に出席し、取締役及び各部門からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて監査に立ち会うとともに説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人薄衣佐古事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社CAPITA 監査等委員会

監 査 等 委 員 安 部 修 平 ㊞

監 査 等 委 員 山 田 俊 徳 ㊞

監 査 等 委 員 北 戸 草 太 ㊞

(注) 監査等委員の安部修平、山田俊徳、北戸草太は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 東京都文京区本駒込六丁目1番9号
キャピタルビル2階 大会議室

会場付近略図



交通のご案内

都営三田線 千石駅 徒歩3分

都営三田線・JR山手線 巣鴨駅 徒歩9分

東京メトロ南北線・JR山手線 駒込駅 徒歩11分

お問い合わせ先 当社管理部 03-6277-5831

お願い：駐車場はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。